

第 4 章 施策の展開

本資料は、H28.9.30 時点での検討案となります。
計画策定部会等の意見を踏まえ、庁内の関係各課との調整し、施策の展開の記載内容の
充実を図ります。

第4章 施策の展開

1 「支え合い」を育む人づくり

(1) 福祉学習の推進

【現状と課題】

気軽に参加できる福祉に関する講演会やイベントは、最初のきっかけづくりとして大切な取り組みですが、アンケート結果にも現れるように、働いているなどで時間に余裕がなく、興味はあっても参加できない層が存在しています。

また、若い人を地域で巻き込む取り組みが単発的になっているといった指摘もあり、継続的に巻き込む仕組みづくりが必要とされています。

学校教育においては、子どもたちの健やかな成長を地域全体で支えていくことを目的として、学校の求めに応じて地域の豊かな社会資源を活用し、子どもたちが地域社会で体験的に学ぶ取り組みが進められています。

また、社会福祉施設などにおいても、小学生向けの介護士等などの職業体験イベントを実施するなど、様々な取り組みが行われています。

こうした学校教育や社会教育などの様々な場面を通じて、地域住民自身が地域や福祉、人権に関して正しく理解し、地域の様々な課題に気づき、その解決に向けて自ら取り組んでいく手法を学ぶ、気づきと学びのプロセスを通じて、市民一人ひとりが福祉課題に主体的に取り組む意識を形成していきます。

【取り組みの方向性】

既存の地域の活動のための集まり、企業内研修などのあらゆる機会を通じて地域の課題の気づきや関心、理解の促進を図り、地域課題に関心や理解を持つ層を増やす取り組みを進めるとともに、個人の単発の学びに終わらないよう、交流・体験などの場を通じて仲間づくりや福祉活動への参加を促進します。

単なる受講者としてはではなく、参加者自らが自分の特技や能力を活用して行う地域貢献が、自己実現にもつながることを実感し、主体的に参加する意欲を高める取り組みを進めます。

学校教育を地域が支える取り組みを進めることで、子どもが地域と関わり、地域に対する愛着や誇りが育まれるよう取り組みます。

地域社会への関心を高めるとともに、課題解決に向けた知識や技術を学び、次の担い手の育成に取り組むために、若い世代が地域課題の解決を体験的に取り組むことを推進します。

【主な現行施策】

事業	事業内容
みんなの尼崎大学事業	市民の主体的な学習や実践を支援し、「学び」を通じて地域を支える人材が創出される環境をつくっていくため、学びのウェブサイトの充実や、学びを提供する各種団体間の連携を図る場の継続的な設定、また、みんなの尼崎大学のコンセプトを定め、学びをテーマに広く市民とともに考える開校イベント（学びのフォーラム）を開催する。
あまがさきチャレンジまちづくり事業	地域住民が自ら地域の課題解決に取り組むなど主体的な地域コミュニティの形成を促進していくため、地域で活動を行う団体・グループが実施する事業に対して支援を行う。 また、次世代の社会の担い手となる人づくりとして、青少年のシチズンシップの育成を目指し、あまらぶチャレンジ事業において青少年向けのコースを実施する。
生涯学習推進事業	市民の多様化する学習要求に応えるため、「学ぶ、役立つ、楽しむ」を基本に多様な事業を展開し、社会人としての資質、能力の向上を図る。 日本語の学習を通じて外国人が地域住民として支障なく社会生活を営み、地域社会へ参加できる環境を整える。 学ぶことから離れた人にも気軽に学べる学習の機会を提供し、講座修了者が学んだことを活かし、市民講師として教えるなど、学びを個人の能力向上に留めず、地域に循環する仕組みづくりを図るため、学びの楽しさを体感し、その学びの成果を将来的に市民や地域に還元させることのできるような内容の講座を実施する。
社会教育・地域力創生事業	地域社会で生活していくうえで生じる様々な地域課題や、現代社会において社会問題化している課題などに焦点を当てた講座を展開し、また住民参加による講座企画委員会等を設置し、地域住民とともに考え、地域の活性化を図る。 小学校高学年を対象に、地域の職業人による講義を実施し、児童が将来の希望や職業など自分らしい生き方について考える機会を提供するとともに、児童の学習意欲の向上を図り、併せて地域の職業人に地域貢献の機会を提供する。 多様化する市民学習ニーズに応じ、学びを通しての仲間づくりや地域に内在する課題に気づき、その課題解決に向けた動きを促すための講座を地域に出向いて実施する。
尼崎学びサポート事業	地域を自主的に支える人材の育成など、社会教育が担う役割が大きくなっていること、また学習機会や環境も多様化していることを踏まえ、生涯学習に関する効果的な情報発信として生涯学習情報誌の発行や相談窓口の充実など市民への学習支援機能の推進を図る。
家庭・地域教育推進事業	世代を超えた交流の場を提供し、家庭や地域での子育てを支援することにより、少子化社会に対応する地域づくりを進める。 立花地区の子育て支援の環境づくりと地域力の向上を目指すため、立花地区で子育てに取り組む団体の代表者による「サミット」を年3回程度立花公民館で開催し、各団体が抱える課題などについて自由に意見交換を行い、相互協力でその解決に向けた取り組みを行う。
市民参加・交流・連携推進事業	障がい者と健常者が教養・生活文化・レクリエーション等で交流を図ることにより、障がい者の社会参加を促進し、健常者との相互理解を深める。
トライやる・ウィーク推進事業	地域の中で様々な体験活動を行うことで、共に生きる心や感謝の心を育み、自立性を高めるなど、「生きる力」を育成するとともに、地域の人々にも中学生を理解してもらうよい機会とし、地域の教育力を向上させる。
こころの教育推進事業	小・中学校において、「生命を尊重する心」と「規範意識」を育成するため、保護者や地域住民が一体となって、道徳的課題について共に学び、考える機会を提供する取組を行う。
公立保育所地域活動事業	公立保育所において世代間交流や異年齢児交流を推進する。
青少年活動事業	家庭や地域の教育力を高めるため、子ども達の社会参加活動の場を提供し、スポーツ・レクリエーション活動等を通じて、青少年の健全な育成を図る。
少年補導活動事業	青少年を有害な環境から守り、非行に走らないよう、少年補導委員による補導活動・相談活動・啓発活動を実施するほか、少年補導関係機関による補導活動を円滑かつ効果的に推進する。
人権啓発活動事業	基本的人権が尊重される地域社会の形成に向け、人権啓発資料の作成・配布を行うとともに、学習会・講演を実施し、市民の意識の高揚を図る。 市民啓発活動事業 人権教育小集団学習事業等
人権啓発事業	人権問題を正しく理解し、差別意識や偏見を解消するため、人権問題講演会や啓発映画の上映をはじめ各種の啓発事業を行う。
じんけんを考える市民のつどい事業	一人ひとりの人権が真に尊重される社会の実現に向け、講演会等を実施し、市民の人権意識の高揚を図る。
心身障害者（児）対策啓発事業	市民に対する障がい者への正しい理解と認識を深めるための事業を実施する。 市民福祉のつどい 心身障害者（児）福祉の手引の作成
企業内人権研修推進事業	事業所における人権意識の高揚に資するため、各種研修会・講演会の開催や必要な指導・助言を行うことで、企業内における人権啓発活動の促進を図る。
親子ボランティア体験学習事業	親子がともに学習し、その知識を活用して、ボランティア活動を行うことで、社会貢献活動への参加意識を醸成するなど、学習の成果を活かした人づくり・しくみづくりを推進するために、高齢者疑似体験や高齢者に対する接し方等について学ぶとともに、特別養護老人ホームにおいて、高齢者とのコミュニケーション（手遊び、歌等）、利用者への援助、施設内行事やイベントへの参加等のボランティア活動を行う。
学社連携推進事業	地域の人の活動・学習を支援し、その取組の充実や、子どもたち・地域へ還元する機会の創出を図る。小学校の図書ボランティアの支援、特別支援ボランティアの養成、地域による学校支援を行う。 学習の成果を地域社会に活かすことのできる人づくり、しくみづくりを推進するために、地域の豊かな社会資源を活用し、子どもたちが地域社会で体験的に学ぶ取組を行うとともに、学校の求めと地域の力をマッチングして、より効果的な学校支援が行えるよう調整するコーディネーターをモデル校に配置する。

(2) 新たな担い手の発掘・育成・支援

【現状と課題】

少子高齢化等を背景に地域福祉活動の担い手不足が一層の課題となっており、活動に関わる人が固定化することで、負担の増大にもつながり、活動の停滞をまねくことが懸念されています。地域福祉活動を活発化していくためには、その担い手となる人材の質的、量的な確保が重要な基盤となります。

そのため、子どもからシニア世代まで、年齢、性別、障がいの有無、国籍に関わらず自らのできることをできる範囲で取り組むことで、多くの市民の参画を得ることが必要となります。

特に退職後のシニア世代は、生きがい・健康づくり、社会貢献といった参加意欲をもち、さらに豊富な経験や知識を活用して、現在地域活動の重要な担い手として活躍されており、今後もより一層の活躍が期待されています。

若い世代の参加に向けては、子育てをキーワードとして地域活動の情報発信や出会いの場を提供するなど若い世代が関心をもちやすい方法やきっかけづくりが必要とされています。

【取り組みの方向性】

若い世代には「きっかけ」や「情報を知らない」という声もあるため、引き続き、地域の活動の情報を幅広く知ってもらうためのポータルサイトによる情報発信に取り組みます。

また、若い世代が自ら考え、力を合わせて地域をよりよくする取り組みに関わる機会を増やし、そうした活動を通じてシチズンシップを高めるため、高校生グループに対して企画づくりから活動の実践までをサポートするなど、新たな担い手の発掘を進めます。

新たに地域住民自らが地域の課題解決を図る取り組みの支援を充実させます。

市社会福祉協議会のボランティアセンターにおいて、高校生などの若い世代が参加できるボランティア講座等を工夫し、その参加者がボランティア講座をともに企画、運営するなど成果が表れています。こうした取り組みを進めるためのボランティアセンターの取り組みを支援します。

【主な現行施策】

事業	事業内容
あまがさきチャレンジまちづくり事業	地域住民が自ら地域の課題解決に取り組むなど主体的な地域コミュニティの形成を促進していくため、地域で活動を行う団体・グループが実施する事業に対して支援を行う。 また、次世代の社会の担い手となる人づくりとして、青少年のシチズンシップの育成を目指し、あまらぶチャレンジ事業において青少年向けのコースを実施する。
ウェルカムパーティー事業	地域活動に馴染みが薄い若い世代に対し、「子ども（子育て）」をキーワードに、社会福祉協議会や市民活動団体が行う地域活動の情報発信や身近な出会いの場を提供することで、若い世代が地域活動に参加するきっかけを作り、将来にわたり地域を支えていく新たな人材の発掘と育成につなげる事業を実施する。子育て世代の割合が多い北部3地区（立花・武庫・園田）からスタートし、平成28年には小田でも展開している。
みんなの尼崎大学事業	市民の主体的な学習や実践を支援し、「学び」を通じて地域を支える人材が創出される環境をつくっていくため、学びのウェブサイトの充実や、学びを提供する各種団体間の連携を図る場の継続的な設定、また、みんなの尼崎大学のコンセプトを定め、学びをテーマに広く市民とともに考える開校イベント（学びのフォーラム）を開催する。
尼崎学びサポート事業	地域を自主的に支える人材の育成など、社会教育が担う役割が大きくなっていること、また学習機会や環境も多様化していることを踏まえ、生涯学習に関する効果的な情報発信として生涯学習情報誌の発行や相談窓口の充実など市民への学習支援機能の推進を図る。

事業	事業内容
青少年センター管理運営事業（青少年の居場所づくり事業）	青少年の健全な育成と福祉の増進を図るため、青少年センターにて各種事業を展開する。 ・青少年による事業企画事業・・・青少年による実行委員会により、青少年のためのイベントを企画・実施することで、青少年個々の自主性やリーダーシップを育てるとともに、仲間意識や連帯感を深めることを通じて青少年の健全育成を図る。 ・青少年の居場所づくり事業・・・青少年が、集い、癒され、また、他者との関係のなかで主体的に学ぶことができる物理的・心理的空間となり得る環境づくりを、地域住民、事業者等と協働して取り組んでいく。
子ども会活動事業	児童の社会性、協調性、創造性、自立性、忍耐力、リーダーシップ等を醸成し、子ども会活動をはじめとする地域活動を通じて児童生徒の健全な育成を図る。
食育推進事業	第2次尼崎市食育推進計画に基づき、乳幼児期から若い世代を対象に健全な食生活が実践できるよう、地域で食育活動を行うボランティアを育成・支援するなどして、ライフステージに応じた取り組みを実施する。
地域社会の子育て機能向上支援事業	尼崎市子どもの育ち支援条例の理念を実現していくにあたり、地域社会の子育て機能の向上に資するため、地域住民等の主体的な取組が進むよう働きかけを行うとともに、地域活動や社会資源等を結び付け、地域社会で子どもの育ちを支えるネットワークの主体的な形成等を側面から支援するため、コミュニティソーシャルワークを行う。
ティーンズミーティング開催事業	尼崎市子どもの育ち支援条例の理念を実現していくにあたり、当事者である子どもの思いや考えを聴き、必要に応じて子ども関連事業の構築等につなげるとともに、地域住民等が子どもの思いや考えを知ること、子どもの育ちに関心を持ち、子どもに積極的に関わるなどの取組の可能性を高めることを目的に、子ども同士（小、中学生）が話し合える機会（ティーンズミーティング）を設ける。
青少年団体活動事業	本市における青少年活動の活性化を図るため、青少年団体の指導者に対して支援するほか、青少年団体の育成を図る。
人権啓発リーダー育成事業	市民の人権学習に際し、助言するリーダーを育成することにより、市民の学習の促進と充実を図る。 人権啓発オピニオンリーダー設置事業 人権啓発推進リーダー設置事業等
市政参画推進事業	インターネット活用事業・・・普段、市政に参画していない多くの市民に対しネットアンケートを実施すること等により、様々な段階での市民参加・参画の機会の充実を図る。 市民活動ポータルサイト「市民活動の広場あまがさき」運営事業・・・市民活動ポータルサイト「市民活動の広場あまがさき」と連動する Facebook ページを新たに開設する。また、市のボランティア募集記事をポータルサイトに掲載し、市民にボランティア情報を提供する。
親子ボランティア体験学習事業	親子がともに学習し、その知識を活用して、ボランティア活動を行うことで、社会貢献活動への参加意識を醸成するなど、学習の成果を活かした人づくり・しくみづくりを推進するために、高齢者疑似体験や高齢者に対する接し方等について学ぶとともに、特別養護老人ホームにおいて、高齢者とのコミュニケーション（手遊び、歌等）、利用者への援助、施設内行事やイベントへの参加等のボランティア活動を行う。
ファミリーサポートセンター運営事業	子育て家庭の負担軽減を図るために、アドバイザーを配置して、会員登録している育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人とをコーディネートすることにより、地域の支えあいによる子育て支援を推進する。

(3) 地域福祉活動を支援する人材の育成

【現状と課題】

地域の様々な課題に対応するためには、地域で行われている様々な活動が連携していくことが必要ですが、その活動内容、規模も多種多様です。

そのためには、地域における地域福祉活動をつなぐとともに、地域の課題と地域福祉活動をコーディネートする人材が必要となっています。

現在、市社会福祉協議会の地域福祉活動専門員や、市の子ども子育てコミュニティソーシャルワーカー等が、そうしたコーディネートを担っています。

また、NPO 法人の中には、そうした市民活動を活発化させるために、中間支援組織として NPO 法人同士のつながりづくりをしている団体もあります。

さらに、様々な窓口で地域の課題に接する市職員一人ひとりが、自分の担当業務以外にも、市民が行う活動を横断的に支援するよう多様な主体をつなぐことを意識して取り組むことが求められています。

【取り組みの方向性】

引き続き、地域の活動をつなぐ中心的な役割を果たす地域福祉活動専門員に対する支援を行います。

市職員に対しても地域福祉に関する研修を実施し、地域福祉に対する理解の醸成を図ります。

また、市職員も一人の地域住民としての役割を果たすため、職員有志によるボランティアグループへの参加や、ワークライフバランス研修の推進などによる地域活動への参加促進に取り組みます。

(4) 地域指向型の多様な福祉専門職の養成

【現状と課題】

福祉専門職は様々な分野において、人々の地域の暮らしを支えています。

地域の課題が多様化・複雑化する中で、「対応できる制度がない」「一つの機関では支援できない」「支援の糸口が見つからない」といったケースに直面することも多く、支援の長期化につながることも少なくありません。

また、民生児童委員、福祉事業者のアンケートにおいては、現在と今後の相談・連携先として、各専門機関とともに、自治会・町会役員との連携を志向する結果が現れています。

これは、多様化・複雑化する課題に対応するために福祉専門職同士が相互の役割を理解し連携するとともに、人々を受け入れる地域社会を住民と協働して創り上げていくことが必要とされています。

【取り組みの方向性】

多様な福祉専門職が、地域住民と協働するための取り組みについて検討を進めます。

2 多様な主体の参画と協働による地域づくり

(1) 地域を支えるネットワークづくり

【現状と課題】

地域の複雑化、多様化した生活福祉課題に対応するために、地域において活動している多様な活動主体がつながり、話し合うことを通じて、既存の制度・枠組みでは解決できない地域課題について共有、解決策の協議、必要に応じて施策に反映していく必要があります。

市社会福祉協議会の働きかけにより見守り安心委員会やサロンなど、様々な話し合いの場が生まれています。また、多様な主体が協議する場としての介護保険制度における「協議体」が市社会福祉協議会により設置が進められています。

市では、高齢者、児童、障害者などの対象者別の支援のためのネットワークとともに、平成27年4月からは生活困窮者自立支援制度における対象を区別しない課題に応じた支援のネットワークが構築されています。

こうした地域住民におけるネットワークとともに、多種多様な専門機関のネットワーク、行政のネットワークが重層的かつ有機的につながる仕組みが必要となっています。

【取り組みの方向性】

こうした地域を支えるネットワークづくりについては、市社会福祉協議会が、中核的役割を担えるよう体制の強化に向けた支援を行うとともに、市と市社会福祉協議会が連携しながら取り組みを進めます。

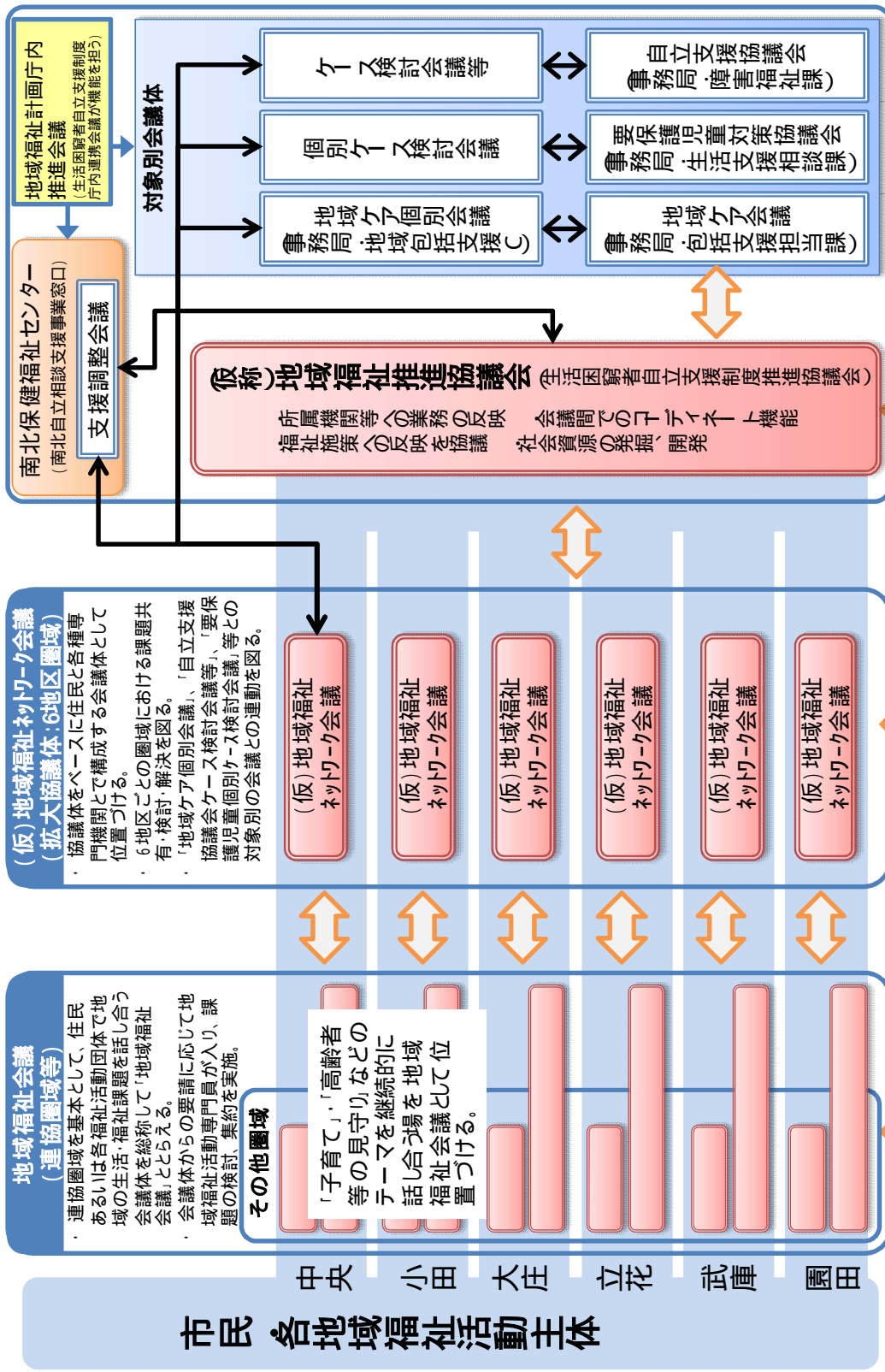
身近に感じる圏域において地域住民が自主的に「子育て」「高齢者等の見守り」などのテーマを継続的に話し合う場の構築を支援します。

また、地域住民では解決の難しい課題等について、住民と各種専門機関とで共有、検討、解決に向けて協議する場として、介護保険制度における協議体をベースに（仮称）地域福祉ネットワーク会議を6地区に設定します。

（仮称）地域福祉ネットワーク会議の協議において専門的な課題解決が必要な場合には専門的な対象者別の会議体や支援調整会議と連携し課題解決を図ります。

（仮称）地域福祉ネットワーク会議の情報を全市的に共有し、施策化等を協議する場として、既存の生活困窮者自立支援制度推進協議会をベースに（仮称）地域福祉推進協議会の設置に向けて取り組みます。

尼崎市 地域課題共有・解決ネットワーク図イメージ



(2) 多様な主体がつながり、話し合う場づくり

【現状と課題】

地域の複雑化、多様化した生活福祉課題に対応するために、地域において活動している多様な活動主体が集まり、つながり、話し合う場が、様々な活動エリアに求められています。

そこでは多様な主体が交流し、地域課題に対する話し合いが行われるとともに、必要に応じて活動につながるなど、地域の拠点として機能することが求められますが、そうした場の展開には、気軽に集まることのできる活動拠点が重要となります。

社会福祉施設の中には、地域の交流の場として地域住民にスペースを提供するなどの取り組みが行われており、そうした取り組みを広げていくことも必要です。

【取り組みの方向性】

住民同士が集まる場づくりについての経費の一部助成について検討します。

社会福祉施設が、地域の交流の場として地域住民にスペースを提供するなど、地域貢献に取り組むよう働きかけを行います。

6地区圏域においては、地域振興機能の見直しに合わせて、拠点づくりの検討をすすめます。

【主な現行施策】

	事業	事業内容	所属
1	市民自治のまちづくり推進事業	様々な主体が協力し、より良いまちをつかっていくために、市民、事業者、行政等、まちづくりに関わる者の基本的な役割等を盛り込んだ（仮称）尼崎市自治のまちづくり条例制定に向けた取組を進める。併せて、地域別予算制度の導入や既存のコミュニティ施策の再構築について検討を行う。また、条例制定後は、その内容が広く理解されるよう、フォーラムを開催するとともに、意識醸成を図るためのツールとなるよう取組を進めていく。	協働・男女参画課
2	あまがさきキッズサポーターズ支援事業	行政と市民が協働し、子育て支援を行う体制を構築していく。地域の子育て支援情報の収集発信を行う市民の自主的な活動を育成・支援するとともに育児に関する悩みや不安を軽減するため、子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる交流の場（つどいの広場）を設置する。	こども家庭支援課
5	高齢者ふれあいサロン運営補助金	自主的・定期的に地域で活動するグループやNPO等が福祉会館等において地域の高齢者等に対して実施する交流活動、介護予防に資する活動に対して補助を行う。（事業開始：平成28年10月）	高齢介護課

(3) 多様な手法による地域福祉活動の推進

【現状と課題】

地域においては、見守り活動を始めとした様々な地域の課題に対応した地域福祉活動が行われており、全市域的にそうした取り組みを進めていく必要があります。

既存の活動の中には担い手がないことで活動の継続が課題となるほか、町会、自治会のない地域など、地域のつながりの構築から始める必要があるため、全ての地域で同じ取り組みが難しいという現状があります。

こうした地域活動以外にも、社会的課題を市場ととらえ、ビジネスの手法によりその解決を図るソーシャルビジネスは、本市の課題解決につながるだけでなく、新たな産業や雇用創出にもつながり、まちの魅力増進にもつながることが期待されています。

【取り組みの方向性】

地域福祉活動の立ち上げ支援、有償ボランティアなど、様々な手法による地域福祉活動の推進に向けた検討を行います。

先進的に取り組む活動事例をPRすることで、新たに地域福祉活動へ参画しようとする団体が取り組みやすい環境づくりを進めます。

ソーシャルビジネスの担い手が数多く集まり、生まれ育っていく環境づくりを進めるための一層の支援策を検討します。

【主な現行施策】

事業	事業内容
あまがさきチャレンジまちづくり事業	地域住民が自ら地域の課題解決に取り組むなど主体的な地域コミュニティの形成を促進していくため、地域で活動を行う団体・グループが実施する事業に対して支援を行う。 また、次世代の社会の担い手となる人づくりとして、青少年のシチズンシップの育成を目指し、あまらぶチャレンジ事業において青少年向けのコースを実施する。
子育てサークル育成事業	子育ての不安感や孤独感の軽減を図り、保護者同士が助け合い、連携して、子育ての問題に取り組むサークル活動を支援する。
地域組織活動育成事業補助金	子どもの活動を、地域住民の立場から支える活動を行う母親クラブに対し助成し、児童福祉の向上に資する。
子ども会連絡協議会等補助金	地域における子どもたちの健全な育成に大きく貢献している子ども会に対して助成する。また、子ども会活動の活性化に資する他都市交歓事業に助成し、子どもの視野を広め、社会性を涵養する。
介護予防対策	身近な地域で気軽に参加できるように、健康な高齢者も含めた地域ぐるみの介護予防体制を構築していく。
高齢者軽度生活援助事業	自立した在宅生活の継続を図るため、在宅で日常生活上の援助を必要とする概ね65歳以上の独居の高齢者等に対して、軽易な日常生活上の援助を行う。
老人クラブ関係事業	老人クラブに助成等を行うことで、生きがいと健康づくりのための多様な活動が行われ、老後の生活を豊かなものとするとともに明るい長寿社会づくりを目指す。
生活支援サービス体制整備事業	地域包括ケアシステムの推進にあたり、生活支援の充実を図るため、住民、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体の協働による生活支援サービスの体制整備を行う。
健康づくり事業	意識や行動変容を見出しやすい節目の層を対象に、健康習慣の確立に向けた健康教育や、骨量測定結果に基づく健康教育、たばこの健康影響に関する普及啓発を行う。また、活動内容・領域を広げた健康づくり推進員を育成し、活動支援を行う。さらに、健康づくりに主体的に取り組む「地域いきいき健康づくり協力団体」については、FB等による活動状況に関する情報発信、会場費の補助を行うことで、団体が取り組む地域の健康づくりを促進する。
さわやか指導員制度事業	ごみ減量・リサイクルを推進する地域リーダー的役割を果たす、さわやか指導員を委嘱し、地域住民に対して、排出マナーの啓発、情報の提供等を行う。
花と緑のまちづくり推進事業	緑の相談所等で緑化普及啓発を行い、市民の緑化意識の高揚を図るとともに、市民ボランティア等が、企画・実践する「街なみ街かど花づくり運動」や「花のまちあまがさきチューリップ運動」を支援する。緑の相談所の管理運営、花苗生産圃場運営、花づくり支援、体験花壇講習会の実施等
ソーシャルビジネス支援推進事業	多様化する社会的ニーズに対応できる人材を育成し、起業を支援するとともに、市内企業の第二創業を促すため、長期実践型インターンシップ事業を実施する。
創業支援事業	創業拠点運営支援等（公財）尼崎地域産業活性化機構が運営する尼崎創業支援オフィス アビーズ（A B i Z）及び人材育成セミナーの経費の一部を補助する。 創業塾関連事業 本市産業の活力創出を図るため、起業を目指す者や創業して間もない経営者を対象とするセミナーやビジネス講座を実施する。 創業安定化支援事業 創業から間もない事業者の事業安定化や拡大を図るため、リサーチ・インキュベーションセンターへの入居創業者に対して、賃料の一部を補助する他、インキュベーションマネージャーによる入居創業者への経営相談等を実施する。
ソーシャルビジネスサポートファイナンス事業	金融機関と連携し、ソーシャルビジネス支援のための資金融資を受ける事業者に対して、利息の一部を補助する。

(4) 誰もが地域に参加できる仕組みづくり

【現状と課題】

若い世代の地域活動への参加が少なく、地域活動の担い手の固定化が課題となっています。一方で、きっかけや仲間があれば地域の活動に参加したいと考える若い世代も、一定数は潜在することがアンケート調査でも現れています。

また、地域に住む人以外にも、学校や企業等の通学、通勤する人が積極的に参加してもらう仕組みを作ることは、あらたな担い手を増やすために大切です。

現在、小学校を拠点として次代を担う子どもを支援するために地域のボランティアが参加しやすい仕組みづくりが進められています。

【取り組みの方向性】

ホームページ等を活用して、地域で行われている活動の情報提供を充実させます。

活動への参加を希望する人を、その人の希望、能力、経験等に応じて、地域活動につなげる取り組みを進める尼崎市社会福祉協議会のボランティアセンター等の取り組みを支援します。

小学校を拠点として子どもを支援するために、地域のボランティアが参加しやすい仕組みづくりをさらに進めます。

【主な現行施策】

事業	事業内容
市民自治のまちづくり推進事業	様々な主体が協力し、より良いまちをつかっていくために、市民、事業者、行政等、まちづくりに関わる者の基本的な役割等を盛り込んだ（仮称）尼崎市自治のまちづくり条例制定に向けた取組等を進める。併せて、地域別予算制度の導入や既存のコミュニティ施策の再構築について検討を行う。また、条例制定後は、その内容が広く理解されるよう、フォーラムを開催するとともに、意識醸成を図るためのツールとなるよう取組を進めていく。
ウェルカムパートナー事業	地域活動に馴染みが薄い若い世代に対し、「子ども（子育て）」をキーワードに、社会福祉協議会や市民活動団体が行う地域活動の情報発信や身近な出会いの場を提供することで、若い世代が地域活動に参加するきっかけを作り、将来にわたり地域を支えていく新たな人材の発掘と育成につなげる事業を実施する。子育て世代の割合が多い北部3地区（立花・武庫・園田）からスタートし、H28には小田でも展開している。
市政参画推進事業	協働のまちづくりを進めるため、各事業を実施する。 提案型事業委託制度・・・行政が実施している事業を対象に、市民団体や民間事業者の知恵とアイデアが盛り込まれた提案を募り、その内容が市民にとって有益であれば委託化を進める。こうした取組により、行政の効率化とともに、市民・事業者の政策提案機会の拡大、シチズンシップの向上、社会的な起業の振興などを図る。 提案型協働事業制度・・・地域課題や社会的課題の解決に向けた市民・行政双方の協働の取組を進めるため、市民からの提案をもとに市民と行政がそれぞれの特性を生かし、認め合いながら、協働して地域課題の解決を図る。 インターネット活用事業・・・普段、市政に参画していない多くの市民に対しネットアンケートを実施すること等により、様々な段階での市民参加・参画の機会の充実を図る。 市民活動ポータルサイト「市民活動の広場あまがさき」運営事業・・・市民活動ポータルサイト「市民活動の広場あまがさき」と連動するFacebookページを新たに開設する。また、市のボランティア募集記事をポータルサイトに掲載し、市民にボランティア情報を提供する。
学社連携推進事業	地域の人の活動・学習を支援し、その取組の充実や、子どもたち・地域へ還元する機会の創出を図る。小学校の図書ボランティアの支援、特別支援ボランティアの養成、地域による学校支援を行う。学習の成果を地域社会に活かすことのできる人づくり、しくみづくりを推進するために、地域の豊かな社会資源を活用し、子どもたちが地域社会で体験的に学ぶ取組を行うとともに、学校の求めと地域の力をマッチングして、より効果的な学校支援が行えるよう調整するコーディネーターをモデル校に配置する。
のびよんっ子健全育成事業	学校・家庭・地域の協働と関係機関との連携により、それぞれの地域特性に応じた児童生徒の健全育成を図り、安全・安心で快適な環境づくりを推進する。
親子ボランティア体験学習事業	親子がともに学習し、その知識を活用して、ボランティア活動を行うことで、社会貢献活動への参加意識を醸成するなど、学習の成果を活かした人づくり・しくみづくりを推進するために、高齢者疑似体験や高齢者に対する接し方等について学ぶとともに、特別養護老人ホームにおいて、高齢者とのコミュニケーション（手遊び、歌等）、利用者への援助、施設内行事やイベントへの参加等のボランティア活動を行う。

(5) 社会福祉法人、企業、NPO 等による地域貢献の推進

【現状と課題】

社会福祉法人には、福祉サービスの供給確保の中心的な役割を果たすだけでなく、営利企業など他の経営主体では対応困難な福祉サービスの供給を含め、多様化・複雑化する福祉ニーズに応じた取り組みが期待されています。

市民・民生児童委員のアンケート調査結果からも「子どもから高齢者まで、様々な方が利用でき交流できる居場所づくりへの協力」「地域で困りごとの相談を受ける窓口の設置」「地域活動のための施設や設備の地域住民への開放」など福祉事業者には様々な役割が期待されており、特に福祉専門職や福祉施設を有する社会福祉法人は、その特性や強みを活かした実践を開発、展開することが強く期待されているといえます。社会福祉法人の中には、地域活動への施設の提供や高齢者施設に生活援助員(LSA)を配置し、認知症の在宅の高齢者等を支援するなど、地域において様々な取り組みを進めているところがあります。また、災害時の福祉避難所として特別養護老人ホームの指定に協力をする社会福祉法人も増えてきています。社会福祉法の改正を踏まえ、こうした取り組みのさらなる推進が求められています。

地域では既存のボランティア活動に加え、多数のNPO法人が、それぞれの活動理念に基づき、様々な地域課題を解決する担い手として活躍しています。子育て支援、NPOの中間支援、フードバンクなど公的サービスでは行き届きにくい市民福祉ニーズに対応しています。一方で、人材面、資金面での課題を抱えていたり、多様さにより活動内容の把握できていない団体もあります。

企業等の中には、地域社会の一員として、地域住民と一緒に地域の課題解決に取り組もうとするところが増えてきています。その活動内容は、資金、人材の提供のほか、障がい者や就労困難者の雇用など様々です。こうした地域貢献に取り組む企業等が他の団体と協働して取り組むことで、様々な地域課題の解決が期待されています。

【取り組みの方向性】

社会福祉法人に対して、地域公益活動の積極的な実施に向けた、啓発や情報提供などの働きかけ等を引き続き行います。

ボランティア団体、NPO法人の取り組みが幅広く周知されるよう、市のHP等を活用して庁内外に発信します。

社会福祉法人、ボランティア団体、NPO法人、企業等がそれぞれの強みを活かし、協働して地域福祉活動に取り組むための働きかけに取り組めます。

地域の課題解決に取り組むボランティア団体、NPO法人等に対する支援策の検討を行います。

【主な現行施策】

事業	事業内容
社会福祉法人指導監査等事業	社会福祉法人、社会福祉施設等の指導監査を行うことにより、その適正な運営の確保と福祉サービスの質の向上を図るとともに、社会福祉法人設立認可、定款変更事務等を行う。
企業内人権研修推進事業	事業所における人権意識の高揚に資するため、各種研修会・講演会の開催や必要な指導・助言を行うことで、企業内における人権啓発活動の促進を図る。
市民活動ポータルサイト「市民活動の広場あまがさき」運営事業	市民活動ポータルサイト「市民活動の広場あまがさき」と連動するFacebookページを新たに開設する。また、市のボランティア募集記事をポータルサイトに掲載し、市民にボランティア情報を提供する。

3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

(1) 包括的・総合的な相談支援体制の充実

【現状と課題】

尼崎市は他都市に比べ保護率が高く、今後も高齢化の進展とともに無年金や年金収入の少ない高齢者世帯を中心に、生活保護世帯は増え続けると考えられています。

また、アンケートにも表れるように、福祉に留まらず雇用、子育て、住宅など多様化し、複合化した課題を抱えた方が地域には潜在しており、社会的孤立状態にあるなどにより、支援に結びつかない市民も少なからずいると考えられます。さらに支援に結びつかないことで課題がより複雑化、深刻化し、解決が難しくなることも懸念されています。

市では、将来にわたり経済的な困窮状態や社会的な孤立状態に陥らないよう、また、課題が深刻化、複雑化する前のできるだけ早い段階で把握し、就労支援、学習支援などをはじめとした包括的、総合的な支援につなげる取り組みを、平成27年4月から生活困窮者自立支援制度の自立相談支援窓口「しごと・暮らしサポートセンター尼崎」を中心に取り組んでいます。相談支援件数の増加に伴い、伴走型支援を行う体制の充実が課題となっています。

従来から地域の身近な相談窓口として重要な役割を果たしている民生児童委員は、地域住民の複雑・多様化した相談対応による負担が増加しています。同じように市社会福祉協議会の地域福祉活動専門員の業務においても、個別相談対応件数の増加に対応できる体制の充実が課題となっています。

平成30年度までに設置する南北保健福祉センターでは、分野別の窓口を再編し、保健・福祉職員を一体的に配置して、生活困窮者自立相談支援窓口を中心とした保健福祉総合相談窓口の開設を予定しています。この窓口では多様化、複雑化する課題を的確に把握、受け止め、関係機関とも連携し適切な支援につなげることが求められています。

【取り組みの方向性】

市政出前講座等の様々な機会やHPなどを通じて相談窓口について周知します。

生活困窮者自立支援制度の中核となる「しごと・暮らしサポートセンター尼崎」の体制の充実とともに、地域、専門機関、行政の重層的なネットワークを強化に取り組むことで民生児童委員、市社会福祉協議会をはじめとした関係機関の活動を支援します。民生児童委員、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者の相談支援事業所、ハローワークなどの相談窓口と連携し、地域における早期把握のネットワークの充実、強化に取り組めます。

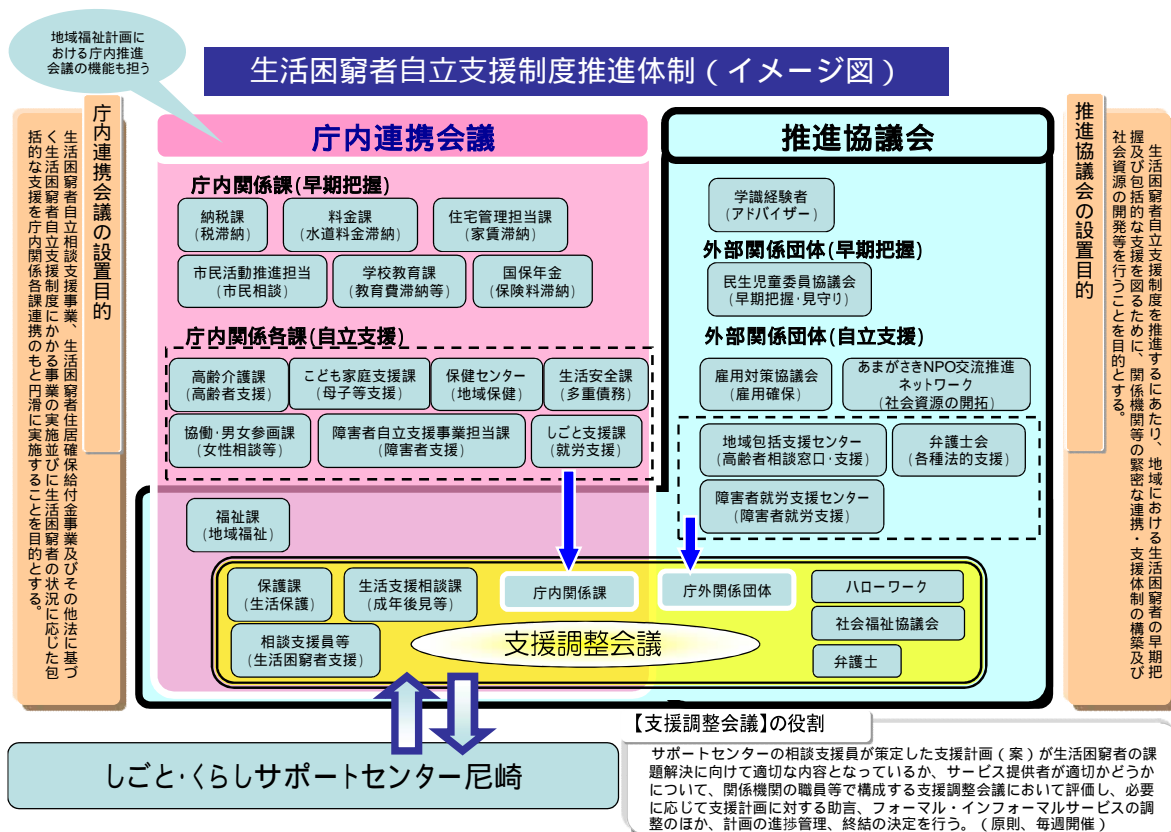
市内の福祉の各相談窓口に加え、税や保険料などの課題を抱えた方に接する機会の多い窓口職員を中心として、市民のSOSに気づき、支援につなげるための研修を充実し、市役所職員一人ひとりが早期把握に取り組めます。

相談者の意欲、能力に応じた段階的な就労支援として、市役所内のハローワークなどの関係機関と連携した支援のほか、ボランティア・職業体験や各種セミナー等を通じて働き続けることができるよう、コミュニケーションを主体とした支援、支援付きの就労・訓練の場の提供などを行う就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）のあっせんなどの就労支援の充実を図ります。

福祉の専門的な支援に加え、様々な専門的支援と連携して取り組みます。特に、多重債務、消費者被害、虐待など深刻化する課題について適切に対応するため弁護士による個別相談事業を新たに取り組みます。

支援を受けている人が、地域の様々な活動に参加したり、中間的就労などを経験することで、自らの社会への帰属意識と自己有用感を高める支援を進めます。

専門職の支援が終結した後も、地域のつながりの中で、その人らしく暮らしていけるよう、必要に応じて支部社会福祉協議会事務局と連携して地域福祉活動など地域の支え合いにつなぎます。



【主な現行施策】

事業	事業内容
こんにちは赤ちゃん事業	子育て支援の一環として、生後概ね2か月以内の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て情報を提供し、母子の状況や養育環境を把握することにより、適切なサービスを提供し、子育ての不安を軽減する。また、地域や関係機関とつなげることで、乳児家庭の孤立化を防ぎ乳児の健全な育成環境の確保を図る。
育児支援専門員派遣事業	子育てに対する不安やストレスを感じている家庭に育児支援専門員を派遣し、育児相談や指導を通して養育力の向上を図る。
民生児童協力委員関係事業	民生児童委員に協力して福祉活動を行い、地域福祉協力体制の強化を図る。
民生児童委員関係事業	民生児童委員活動を促進し、要援護者に対する援護の充実及び地域住民の福祉の向上を図る。
地域包括支援センター運営事業	高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として、総合的な相談支援や包括的ケアマネジメント業務等の充実を図る。
在宅医療・介護連携推進事業	地域包括ケアシステムの推進にあたり、在宅で生活する要介護・要支援状態の高齢者が増加することから、適切な医療・介護を受けながら住み慣れた地域での生活を継続できるよう、関係機関が連携した支援を提供できる仕組みづくりを推進する。在宅医療・介護の現状や課題に対し、関係諸団体で構成する協議体にて、情報共有・提供手法や連携相談窓口のあり方など、より具体的な協議を進める。

事業	事業内容
認知症対策推進事業	高齢化の進展に伴い増加が見込まれている認知症高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムを推進する。推進のため、パンフレットによる認知症の正しい理解や本市取組の周知、認知症サポーター養成拡大と活動の場の充実、地域の方がひとり歩き・帰宅困難な人を発見し関係機関が身元を捜しやすい仕組みづくり、初期集中支援モデル事業の連携機関の拡大を行う。
障害者(児)相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言及び障がい福祉サービスの利用等の支援を行う。
心身障害者相談事業	身体障害者相談員(40人)、知的障害者相談員(12人)の相談活動に対する報償費の支払いや資質向上のための研修を実施する。
子ども家庭相談支援体制整備事業	尼崎市子どもの育ち支援条例の理念を実現していくにあたり、要支援の子どもを早期発見し、適切な支援につなげるため、子ども家庭相談支援体制を整備し、就学後対応の機能強化の視点からスクールソーシャルワークを行う。
尼崎市要保護児童対策地域協議会運営事業	児童虐待防止等に関係する機関との連携を図り、虐待の発見や早期予防など要保護児童対策の促進を図る。
配偶者等暴力に関する支援事業	配偶者暴力相談支援センターの機能整備として、相談量・質に答え得るよう相談体制を充実させるとともに、外部関係機関との連携強化に取り組む。また、対象者に対する具体的な支援の強化を行う。
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に応じて生活困窮者の抱える様々な課題に対応した支援計画を策定し、就労支援をはじめとした各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整等を行う。また、離職により住居を喪失した、またはそのおそれの高い生活困窮者に対し、住居確保給付金を支給する。
生活困窮者就労準備支援事業	直ちに一般就労に就くことが難しい生活困窮者等に対して一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を図るため、支援段階に応じて就労準備セミナー及びボランティア・職業体験を組み合わせる計画的に支援を行う。
生活困窮者学習支援事業	生活保護世帯等の子どもが成長し、再び生活保護世帯に至ることを防止するため、地域に子どもの居場所を確保し、学習への動機付けを含めた学習支援とともに社会性や他者との関係性を育む。また、学習支援事業を利用した子どもの高校進学後の中退防止に取り組む。
難病対策事業	難病患者の抱える不安や療養及び日常生活相談等に対し、教室や相談、交流会等を実施し、身体的、精神的負担の軽減を図り、難病患者やその家族の支援体制づくりを行う。
小児慢性特定疾病対策事業	小児慢性特定疾病治療にかかる医療費の一部助成と、日常生活用具の給付を行い、保護者の負担軽減を図る。また、相談事業及び自立支援員を設置し、児童の自立や成長支援を図る。
精神保健事業	精神的疾患の早期治療・早期対応のための啓発を行うとともに、疾病の再発・再燃防止及び社会復帰を図るための適切な日常生活の指導や支援を行う。精神保健相談事業の充実とともに、思春期相談及びアディクション(依存症)関連問題に対する相談を実施し、自殺などにつながらないように、精神疾患の重症化予防を図る。また、関係機関と連携を図り、長期入院患者等の地域移行・地域定着支援を進める。
犯罪被害者等支援事業	平成27年7月に施行した「尼崎市犯罪被害者等支援条例」について、その趣旨を広く市民等へ周知を図るとともに、条例に基づく各種支援施策を実施する。
キャリアアップ支援事業	就労希望者に対して、社会人としての基礎能力や就職活動に向かう実践的能力の向上を図るセミナー、若年就労希望者を対象に意識啓発から業務内容説明会、職場体験までを一貫して取り組むしごと塾などの各種人材育成メニューを実施する。
地域雇用・就労支援事業	雇用・就労に関する一元的な相談及びキャリアカウンセリング等の専門相談を実施するとともに、就職面接会とも連携する中で無料職業紹介事業を通じて個別丁寧な雇用と就労のマッチングを推進する。また、現行のポータルサイトに替わる新たなポータルサイトを構築し、市民及び事業者に対してより解りやすく雇用・就労支援施策及び産業振興施策の情報提供を行う。
尼崎市いじめ問題対策連絡協議会運営事業	学校に在籍する児童生徒のいじめの防止等に関係する機関及び団体等の連携を図るため、市、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成される尼崎市いじめ問題対策連絡協議会を設置し、運営する。
消費生活・計量検査事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談事業 消費者からの訪問販売等に係る苦情の処理のあっせん等消費生活に関する相談事業を実施し、消費者被害の未然防止及び救済を図る。 ・消費生活啓発事業 消費者が健全な消費生活を営むことができるよう、消費生活講座やくらしいきいきフェア等の啓発事業を実施するなど、消費生活に関する知識の普及に努め、消費者意識の向上を図る。 ・多重債務者対策関係事業 多重債務者対策の取組として啓発事業の実施、多重債務者対策関連会議の運営及び多重債務等特別相談事業を行い、相談体制の充実を図る。

(2) 権利擁護の推進

【現状と課題】

認知症等による判断能力の十分でない人、虐待、DV被害などの相談件数の増加など、権利擁護の必要性がより一層高まっています。

平成26年度に開設した「成年後見等支援センター」では、市民後見人の養成から相談の受付、方針の検討、後見の申立、後見監督など一体的な支援を行っていますが、今後も高まる利用ニーズ等に対応していくため、量的・質的な対応力の向上や関係機関・団体との一層の連携、相談窓口の機能充実が必要とされています。

また、後見には至らないが、金銭管理等に支援の必要な人も増加し、社会福祉協議会が実施する福祉サービス利用援助事業の利用が必要とされていますが、体制が十分でないことからすぐには利用できない状況にあります。

差別解消に向けては、平成28年4月施行の「合理的配慮の不提供」の禁止などが定められた「障害者差別解消法」に基づき、障害者差別に関する相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取組みを行っていくため、地域の関係機関で構成する協議会の設置に向けて取組みが進められています。

また、市職員は「尼崎市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成28年8月実施）に基づき、差別解消に向けて取り組んでいます。

【取り組みの方向性】

高齢者、障がい者、子どもなどの虐待防止や早期発見に向け、広く市民に対して虐待について広報・啓発を図るとともに、市民等から通報があった場合については、関係機関を始め必要に応じて警察等とも連携し迅速な対応に努めます。

南北保健福祉センターの総合相談窓口では、専門的な相談を受ける中で、成年後見等支援センターとも密接に連携する必要があることから、南北保健福祉センターと一体的に成年後見等支援センター設置します。

市社会福祉協議会が実施している福祉サービスの利用援助等の事業に対しての補助を行うことにより、後見には至らないが支援の必要な人の自立と社会参加をすすめます。権利擁護にかかる様々な関係機関が連携するネットワークの強化に努め、福祉サービスの支援、虐待等の早期発見、迅速な対応などの取組みを進めます。

障害者差別解消法に基づく合理的配慮の取組みについて、広報・啓発を図ります。障害者差別解消法に基づき設置される地域の関係機関で構成する協議会において、障害者差別に関する相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取組みを行っていきます。

市職員に対する差別解消に向けた研修等に取り組むを進めます。

【主な現行施策】

事業	事業内容
母子家庭等地域生活支援事業	離婚調停や養育費の取り決めなどについて弁護士と相談を行う特別相談事業を実施する。
権利擁護推進事業	成年後見に係る専門的な知見を背景に相談から対応、その後の支援まで一体的に行うと共に市民後見人の養成等を行うことで、高齢者・障害者の権利擁護を図る。
成年後見制度利用支援事業	契約締結等に必要と判断能力が不十分な身寄りのない認知症高齢者等に代わり、市が家庭裁判所に対し成年後見等開始の申し立てを行う。また、助成を受けなければ制度利用が困難と認められる者に対しては、当該制度に係る費用の全部または一部を助成する。

高齢者緊急一時保護事業	虐待や徘徊等により緊急かつ即時に居所が必要となる高齢者を、市と契約する施設に一定期間保護する。
障害者虐待防止対策事業	障害者に対する虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の促進、養護者に対する支援などを行う。
成年後見制度利用支援事業	契約締結等に必要と判断能力が不十分な身寄りのない知的障害者等に代わり、市が家庭裁判所に対し成年後見等開始の申し立てを行う。また、助成を受けなければ制度利用が困難と認められる者に対しては、当該制度に係る費用の全部または一部を助成する。
差別解消・コミュニケーション支援等検討事業	障害者差別に関する相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取組を行っていくため、地域の関係機関で構成する協議会を設置する。
尼崎市要保護児童対策地域協議会運営事業	児童虐待防止等に関係する機関との連携を図り、虐待の発見や早期予防など要保護児童対策の促進を図る。

(3) 適切な福祉サービス・情報の確保と利用推進

【現状と課題】

多様化、複雑化した課題に対応する適切な福祉サービスが確保されるよう、市の法人指導課と関係各課が連携し、法令などに基づいた適正な法人運営と円滑な社会福祉事業が行われているかについて定期的に指導監査等を行うとともに、利用者から寄せられた苦情相談の対応窓口につなぐなど、苦情解決体制の向上に努めることで、市民が安心して利用できる適切な福祉サービスの確保が必要とされています。

また、課題を抱えた人が必要な情報を取得し、福祉サービスを利用することは地域社会で自立し、安心して暮らすために必要なだけでなく、主体的な地域社会への参画にもつながります。

【取り組みの方向性】

引き続き、市の法人指導課と関係各課が連携しながら法令などに基づいた適正な法人運営と円滑な社会福祉事業が行われているかについて行う指導監査等の充実を図るとともに、利用者から寄せられた苦情相談の対応窓口につなぐなど、苦情解決体制の向上を図ります。

障がいのある市民や外国人市民などで、意思疎通や情報の確保に課題を抱える人が、必要な情報を取得し、意思疎通を支援するための制度の周知に取り組みます。

障がい特性に応じて、必要な情報が合理的な配慮のもと適切に確保、利用できるよう、広報、啓発等に取り組みます。

【主な現行施策】

事業	事業内容
社会福祉法人指導監査等事業	社会福祉法人、社会福祉施設等の指導監査を行うことにより、その適正な運営の確保と福祉サービスの質の向上を図るとともに、社会福祉法人設立認可、定款変更事務等を行う。
「こども安全・安心・便利」情報提供事業	就学前児童の保護者などに、携帯電話等のインターネット機能を活用して、警察からの不審者情報など子ども「安全と安心」に関する緊急情報を発信する。また、子育て関連情報も随時提供する。
赤ちゃんの駅事業	乳幼児を抱える保護者の子育てを支援するため、気軽に授乳やおむつ交換ができる施設を確保し、子育て中の親子が安心して外出できる環境を整える。条件に合致する施設を「赤ちゃんの駅」に登録し、ステッカーを掲示する。
介護予防普及啓発事業	介護予防の意識啓発に資するために広報紙を発行し、配布する。
多文化共生社会推進事業	あまがさきスタートガイド作成 外国人市民へのアンケートなどで生活実態を把握し、身近な生活情報を提供する媒体を多言語で作成する。
意思疎通支援事業	聴覚障害者等が、公的機関や医療機関へ出かける時など、社会生活上外出が必要で適当な付き添い者がいない場合に、手話通訳者等を養成し派遣する。
中国残留邦人等地域生活支援事業	中国残留邦人やその家族が地域の一員として安心した生活ができるよう、日本語習得に対する支援や医療機関・公共機関等における会話の補助等を実施する。
点字あまがさき発行事業	聴覚障害者向けに「市報あまがさき」の内容を要約点訳し、市政に関心と理解を深めてもらうとともに身近な情報を分かりやすく提供する。月1回発行。
声の広報発行事業	視覚障害者向けに「市報あまがさき」の内容を音訳し、市政に対する関心と理解を深めてもらうとともに身近な情報を分かりやすく提供する。月1回発行。
コミュニティFM	市民生活に関わりの深い行政情報、話題など（15分・20分・30分番組 週23回）や防災関連情報（10

事業	事業内容
放送事業	分番組（週3回）をコミュニティFM放送を通じて市民に提供する。また、身近な人権についてのスポット放送を行い、人権について考える機会を提供する。（30秒スポット 月21回）
差別解消・コミュニケーション支援等検討事業	障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進していくため、手話の普及等を目的とする条例の制定に向けた検討協議会を設置する。
市民活動ポータルサイト「市民活動の広場あまがさき」運営事業	市民活動ポータルサイト「市民活動の広場あまがさき」と連動するFacebookページを新たに開設する。また、市のボランティア募集記事をポータルサイトに掲載し、市民にボランティア情報を提供する。

(4) 地域での見守り・支え合いの充実

【現状と課題】

民生児童委員における友愛訪問とともに、高齢者等の見守り活動、高齢者ふれあいサロンづくりが、市社会福祉協議会と連携して進められています。

また、重層的な見守り体制を構築するために、ライフライン等の協力事業者と見守り協定を締結し、緊急時の通報体制の構築とともに、緊急時の連絡先やかかりつけ病院等を記載するための緊急時用のヘルプキットの配付が行われています。

食や学習支援を通じた子どもの居場所・交流の場づくりが、地域の様々な団体の自主的な取り組みにより広がりが見られています。こうした地域の自主的な取り組みが広まるよう、支部社会福祉協議会事務局や市の子育てコミュニティーワーカーが中心となつての情報の提供、様々な機関・団体との相互連携の促進などの支援が行われています。

市民の支え合いが地域で展開されるよう、育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人とをコーディネートすることにより、地域の支えあいによる子育て支援に取り組んでいます。

認知症高齢者や地域で安心して過ごせる居場所のない子どもの増加とともに、支える側の負担が重くなっていることが課題となっています。

【取り組みの方向性】

高齢者等の見守り活動の継続に向けた支援とともに、住民同士の顔の見える関係づくり（仲間づくり）や閉じこもり予防、介護予防や地域での見守り、支え合いを目的とした、誰もが気軽に立ち寄る交流スペースとなる高齢者ふれあいサロンづくりについて、市社会福祉協議会と連携して取り組みを進めます。

将来的には、見守りや支え合いを支援するためにICTを活用して、様々な情報を集約、関係機関間で共有し、医療・介護・予防・生活支援・住まい・防犯・防災に係るサービスを一体的に提供する仕組みについても検討を進めます。

【主な現行施策】

事業	事業内容
尼崎市高齢者等見守り安心事業	高齢者等が住みなれた地域で安心して暮らせるように、地域住民等による見守り体制の構築を図る。
緊急通報システム普及促進等事業	急病や事故等の緊急時に迅速、適切な援助を行う緊急通報システムの普及など、独居の高齢者・障害者等の日常生活の安全確保と不安の解消を図る。
高齢者ふれあいサロン運営補助金	自主的・定期的に地域で活動するグループやNPO法人等が福祉会館等において地域の高齢者等に対して実施する交流活動、介護予防に資する活動に対して補助を行う。（事業開始：平成28年10月）
ファミリーサポートセンター運営事業	子育て家庭の負担軽減を図るために、アドバイザーを配置して、会員登録している育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人とをコーディネートすることにより、地域の支えあいによる子育て支援を推進する。

(5) 災害時要援護者支援の推進

【現状と課題】

阪神・淡路大震災を経験し、またその後の東日本大震災をはじめ各地の大規模災害を教訓として、災害時における高齢者、障害者、難病患者など要援護者の安否確認や避難誘導などの支援活動、さらにその後の避難所生活などにおいて、日頃の地域のつながりと支え合いの大切さを改めて知ることとなりました。

尼崎市ではこれまでに「尼崎市地域防災計画」の主に要配慮者（災害時要援護者）への対策・対応を踏まえ、災害時要援護者支援の全体的な方向性を示した平成 21 年 10 月に「災害時要援護者支援マニュアル」を策定し取り組んできました。

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正内容や地域団体、当事者等で構成する災害時要援護者支援連絡会での意見を踏まえ、平成 28 年に「災害時要援護者支援マニュアル」を全体的に見直した「（仮称）尼崎市避難行動要支援者避難支援指針」（以下「指針」という。）の策定に取り組んでいます。

また、災害時において、一般の指定避難所での生活に支障をきたす恐れがある高齢者、障害者その他特に配慮を要する方を受け入れる福祉避難所として、尼崎市内の特別養護老人ホームを指定し、福祉避難所の充実を図っています。

【取り組みの方向性】

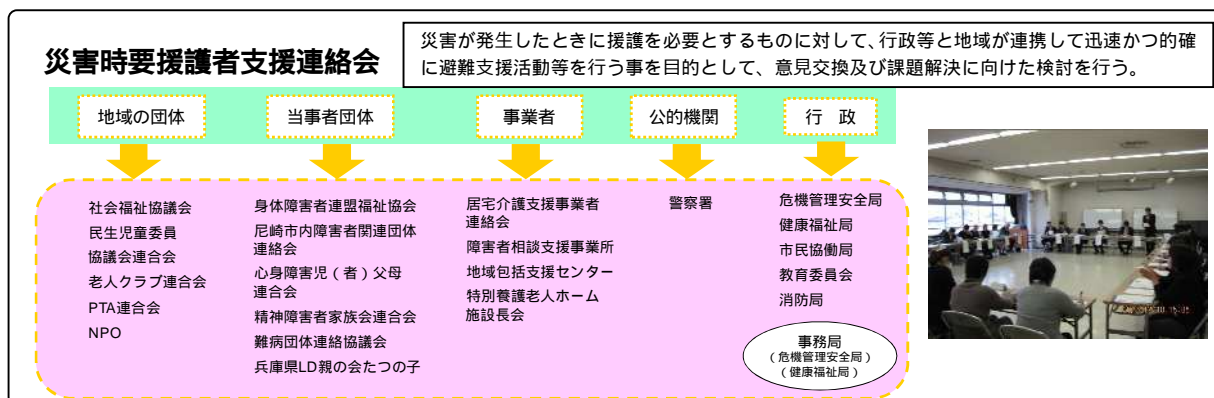
指針をもとに、行政が行う「公助」とともに避難行動要援護者の「自助」及び地域や住民による「共助」を基本とし、風水害や地震等の災害に備え、市が作成した避難行動要支援者名簿を活用して、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制について市民とともに整備します。

引き続き、社会福祉施設等に福祉避難所の設置等についての協力要請を行ない、福祉避難所の拡大に努めていきます。

また、福祉避難所において要援護者が安心して避難生活を送ることができるよう、災害時要援護者支援連絡会での意見を踏まえ検討を進めます。

【主な現行施策】

事業	事業内容
地域の防災力向上事業（災害時要援護者支援事業）	災害時要援護者の避難支援に対する避難支援体制の整備等、各課題に対する意見交換及び課題解決に向けた検討を行うため、当事者団体、社協、民協、事業者、NPO 法人等の団体で構成する会議（災害時要援護者支援連絡会）を開催する。
災害時要援護者支援事業	災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者の把握に努め、避難支援等を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成・更新するとともに、避難支援体制の整備に関する取り組みを進める。



(6) 安全・安心に暮らせる環境整備

【現状と課題】

子どもの見守りやひったくり防止、高齢者等の消費者被害の防止など、地域の防犯活動は、誰もが地域で安全、安心に暮らすための基盤であり、住みたい、住み続けたいまちのイメージアップにも大きく貢献します。

ユニバーサルデザイン、バリアフリーの観点による高齢者、障がい者、子ども、妊産婦など誰もが安心して暮らせる都市空間の整備が必要とされています。

【取り組みの方向性】

警察、防犯協会、地域の団体等と連携し、広報・啓発活動の推進とともに、犯罪被害の抑止・防止対策に取り組みます。

市民が地域で行う防犯パトロールや、普段の散歩等の市民それぞれのライフサイクルに応じて気軽に参加できる防犯活動を進めます。

引き続き、良好な住宅ストックとしての、住宅・住環境の整備を促進するとともに、放置自転車の対策など、誰もが暮らしやすい環境整備に取り組みます。

【主な現行施策】

事業	事業内容
街頭犯罪防止事業	地域安全対策事業 地域団体への防犯カメラ設置補助件数を拡充するとともに、新たにウォーキングパトロール隊を設置し、地域住民の防犯力の向上及び街頭犯罪の抑止を図る。また、市民の防犯意識の高揚を目的とした防犯フォーラムを開催する。 ひったくり防止事業 ひったくり撲滅運動やひったくり現場表示、可動式防犯カメラの設置運用等を引き続き実施することにより、安全で安心な地域社会の実現を図る。
犯罪被害者等支援事業	「尼崎市犯罪被害者等支援条例」について、その趣旨を広く市民等へ周知を図るとともに、同条例に基づく犯罪被害者等への各種支援施策を実施する。
駅周辺放置自転車対策事業	市内の鉄道駅周辺における放置自転車の減少を図るため、自転車等駐車場の管理運営、放置自転車の撤去及び保管・返還並びに啓発・整理業務を指定管理者により一体的に行う。
分譲マンション共用部分バリアフリー化助成事業	分譲マンションの共用部分のバリアフリー化改修費用の一部を補助することにより、地域における良好な住宅ストックとして、高齢期に適した住宅・住環境の整備を促進する。
新市営住宅エレベーター設置事業	市営住宅のバリアフリー性能を確保するため、新耐震基準に基づいて建設された、エレベーターのない片廊下型の住棟へのエレベーターの設置を進める。
防犯協会等補助金	市内の防犯協会、防犯連絡協議会と連携し、市民が安全で安心して暮らせる地域社会を形成するための活動支援を行う。